

第 40 回 年金記録回復委員会 (H24.11.27) 議事録

1 日 時 平成 24 年 11 月 27 日 (木) 18:00~20:35

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者 :

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 高倉年金管理審議官、八神事業企画課長、鹿沼事業管理課長 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

それでは定刻より 1 分ほど早いですが、委員の皆さんはおそろいですので、第 40 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。それでは予定に従い、よろしく。

(尾崎年金記録回復室長)

本日は委員の皆様 9 名全員の方にご出席いただいております。ありがとうございます。本来であれば厚生労働大臣がご出席し、あいさつの予定でしたが、他の用務が入り本日は欠席となります。厚生労働大臣からあいさつを預かっておりますので、事業企画課長より代読します。よろしく申し上げます。

(年金局八神事業企画課長)

それでは厚生労働大臣から預かりましたごあいさつを代読します。

「委員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、この年金記録回復委員会にご出席いただき、ありがとうございます。本委員会は政権交代直後の約 3 年前に当時の長妻厚生労働大臣の指示により設置され、これまで 40 回に亘り年金記録問題の解決に向け熱心にご審議・ご指導をいただいております。本日は今年最後の年金記録回復委員会と伺っておりますが、この 1 年間ほぼ毎月にも亘りご審議・ご指導いただき、委員の皆様には深く御礼申し上げます。さて、年金記録問題についてはこれまで国家プロジェクトとして取り組み、委員の皆様からの助言をいただきながら年金記録を迅速に訂正できるようにするための年金記録回復基準の策定や紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業を進

めるなど、さまざまな取り組みを行なっております。また漏れや誤りが気になる記録についてご確認いただくキャンペーンを来年1月から始めるなど、今後とも年金記録問題にしっかり対応していく所存です。引き続き皆様のご指導をお願いします。本日の委員会では未統合記録の解明状況や紙台帳とコンピュータ記録との突合せなど、これまでの年金記録問題に係る作業の進捗状況のご報告や日本年金機構における事務処理誤りがあった場合への対応方針などについてご審議いただきます。委員の皆様の忌憚(きたん)ないご議論をお願いし、私のあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。平成24年11月27日、厚生労働大臣三井辨雄」、代読。

(磯村委員長)

ありがとうございました。そういったことですので、よろしく申し上げます。それでは予定に従い、よろしく申し上げます。

(尾崎年金記録回復室長)

それでは議題に従いご審議をお願いできればと思います。本日は(1)から(7)、資料1から資料7まで7種類の資料をご用意しております。順次ご説明していきたいと思っております。

毎回定例のものでございます「記録問題の全体構図と本日の議題」についてです。資料1のご説明に入らせていただく前に前回の10月25日の年金記録回復委員会について補足のご説明をしてから資料1のご説明をしたいと思っております。前回の年金記録回復委員会において資料1については磯村委員長から「おかげさまで粗方の予定議事に〈済〉と付いてきた。残る1年少々の期間に何をどのようにご審議いただくのか整理をし、資料1をある程度修正した上で11月あるいは来年1月の年金記録回復委員会に提出していただきたい」というご指示をいただいております。本日の年金記録回復委員会では、これまでご用意した資料1についての微修正で本日の議題を赤字にするという訂正に留めておりますが、来月の実務検討会で委員の皆様方にご説明した後、来年1月に予定している年金記録回復委員会において磯村委員長のご指示を受け修正したものを用意するという準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

資料1の中身は赤字の部分が本日の議題です。上から「厚生年金基金記録と国記録との突合せによる記録回復」は資料2でご用意しております。資料3と資料4ということで、〈関連事項〉の「オ) 機構における事務処理誤り対応」はまだ〈済〉となっていないものの1つですが、こちらを本日は資料3でご説明します。資料5で紙コン・未統合記録・基金の突合せの状況等についての定例報告を兼ねた進捗状況についてご用意しております。これまで定例報告に関して赤字では示していませんでしたので、今回の(1)・(2)・(3)については赤字で示していませんが、資料5としてご用意しております。〈再発防止策〉のウ)は〈済〉と記載しております。これについて昨年10月の第

29 回年金記録回復委員会で大きな方向性についてご審議いただきましたので、〈済〉としておりますが、今回は資料 6 で更に詳しい取り組み方針についてご審議いただきたいと考えております。最後に資料 7 です。昨日委員の皆様方にお送りしたご案内の中では行う方向で資料を調整していますという連絡をいたしました。資料の用意が本日整っておりますので、一番下の〈関連事項〉の「ア）第 3 号被保険者に関する記録問題への対応」についての今の状況について資料 7 でご説明することになっておりますので、よろしく申し上げます。資料 1 についてのご説明は以上です。

（磯村委員長）

ありがとうございました。今のようなご趣旨ですので、「記録問題の全体構図と本日の議題」という資料 1 のペーパーについてはこの次の年金記録回復委員会にお諮りしたいと思っております。よろしくご理解のほど申し上げます。

それでは続いて次の議事。

（尾崎年金記録回復室長）

続いて資料 2 に移らせていただきます。本来は担当の企業年金国民年金基金課の渡辺課長がご説明すべきですが、本日厚生年金基金の専門委員会という別の会議があり、そちらの会議が長引いており、まだ戻ってきておりませんので事務局の私が代わりにご説明したいと考えております。企業年金国民年金基金課の代わりにご説明ということで詳しくご説明し、質疑のところでも十分お答えできない部分がございます。追って委員の皆様方にメールあるいは実務検討会でご報告したいと思いますので、よろしく申し上げます。

資料 2-1 と資料 2-2 とございまして、本来は資料 2-1 からご説明すべきですが、基金の突合せの現在の全体状況をまずご説明した後、資料 2-1 のご説明をした方がよろしいかと思っておりますので、順番が逆になりますが先に資料 2-2 をご覧ください。3 か月に 1 回ごとに基金の側から見た実施状況についてのご報告です。今年の 3 月末時点での状況で時期が半年ほど前ですが、最新の状況です。今回は第 9 回になりますが、どのくらい記録の突合せが進んできたかという、2 の①の部分、初回報告と今回報告とございますが、3,466 万人という数字があるかと思っております。全体 3,723 万人の突合せすべき人数の中で 93.1 パーセントということで、それなりに進んできた数字として記録整備が完了しているのではないかと思います。一方でまだ 93.1 パーセントから 100 を引いた残りの 6.9 パーセント、約 7 パーセント弱ですが、下の「②記録整備中の人数」ということで 257 万人ほど、まだ記録整備中のものが残っております。調査確認中と基金番号が違うということで国の被保険者記録がまだ来っていないという記録なども含めて 257 万人。これを一定の期限までに終わらせることを今指導しているところです。

2 枚目をご覧ください。全体としては 93.1 パーセント。実務検討会でもご審議いた

だいておりますが、全体としてはかなり進んでおります。その中でも2枚目の別紙2ですが、個別の基金ごとに見てもかなり突合せの作業が進んでおり、初回のご報告から今回のご報告まで数字が比べられるようになっておりますが、全体では80パーセントを超える基金がかなり増えてきております。まだ80パーセントまでっていない基金が68基金です。その中でも全く基金の突合せをしていないものが22から0に減っておりますし、0から10パーセントも2基金ということで、かなり指導の効果は出てきているのではないかと考えております。全く手が付いていない基金はなく、大半の基金はあと一歩のところまで進んできている状況ではないかと考えております。

こういう基金の突合せの全体状況を踏まえた上で資料2-1に移らせていただきます。資料2-1で資料をご用意しておりますが、今の厚生年金基金記録の突合せ実施状況について経緯を最初にまとめております。基金の突合せ自体は平成21年3月から突合せ事業を始めたということで、括弧書きにございますように3月9日付の企業年金課からの通知、3月から12月までの日本年金機構で持っている記録を、企業年金連合会を通して基金に送付するということがスタートしました。その上で平成24年6月にいつまでに突合せを進めていくのか、はっきり期限を明確にしました。括弧書きにございます通り6月18日付で通知を出しております。年金記録回復委員会でもご審議いただいた通知の内容ですが、改めてご説明します。

①です。基金の突合せは一次調査依頼と二次調査依頼と2つございますが、平成24年10月末までに日本年金機構への調査依頼を行うことが困難であると申し立てている基金に対してはしっかり指導をするということで、指導した結果を10月19日までに企業年金課にご報告するよう地方厚生局に指示をしております。その指示をした結果が次のページにございます。

次に②です。いずれにしても指導をして10月末までには完了するとした基金については11月30日までにご報告することになっております。本日が27日ですので、あと3日経つと報告期限が来るということで、まだ途中段階です。その上で調査依頼が完了していない基金があったときには、改めてまた指導をして提出させることになっております。

③で指導をしても特段の理由なく完了していないところは法律に基づく命令を行い、11月16日までに企業年金課に提出するとなっております。11月16日は既に過ぎていますが、③に基づく命名は行なっていない状況です。行なっていないということは特段の理由なく調査依頼を完了することができませんと言っている基金はゼロということなので、業務停止命令を行なっていないということです。

次のページです。全体の状況として93.1パーセントまでかなり進んでいる、個別の基金でもあと一歩のところまできているという状況の中で個別の基金ごとに第一次調査依頼提出状況はどうかということです。まだ10月31日の報告が来ていませんので、現時点でデータとしてお示しできるのが8月末のデータです。8月末のデータでは

既にその時点で第一次調査依頼、10月末の期限の前に日本年金機構に提出はもう終わりましたという基金は307基金、半分以上の基金は提出しております。まだ提出は終わっていないが10月末までに提出を予定しているという基金が245基金、未提出と記載しておりますが、10月末はなかなか難しい、ただできるだけ早く11月あるいは年内には提出したいという基金が2基金でした。この2基金について業務改善命令をしないのかということですが、よくよく状況を伺ってみると「基金の職員が今年に入り急に辞めてしまった。人の補充がなかなか難しいという状況の中でやむを得ずこうなった。一生懸命頑張っている」というご説明もございましたので、しっかりと指導をし、できるだけ早く提出するようにということで対応しております。※にございますが、解散したり代行返上したりすると記録の突合せは別途厚生年金基金記録の突合せのルールとは別の対応で記録の突合せを行いますので、25基金を除いた554基金の中での割合をこういう形で示しました。ということで10月末までとにかく提出しますということと、2基金についてもできるだけ早く提出します、年内を目指して提出しますということなので、かなり進んでいる状況になるのではないかと考えております。ただ10月末の状況については、11月30日が期限ですが、個別にいくつか伺ってみると、10月末までに提出予定が245基金ございましたが、そのうちの一部の基金が間に合わなかったというところもあるようです。具体的にどのくらいの基金が間に合わなかったのかというのはあと3日ほど待たないと分かりませんので、もう少しお待ちいただければと思います。できるだけ早くご報告したいと考えております。

こういった状況でございまして、次のⅡの計画化になります。このような形で基金の突合せが進んでいますが、一方で日本年金機構は基金からの調査依頼に基づいて審査していく、突合せを更に進めていくということで、一部期限前に駆け込み的な集中的な依頼があったということもございましたので、できるだけ計画的に基金から早く提出していただくことが重要だろうということで、一定の期限を設けることと計画的な突合せが進むようにしていくことが大事なのではないかと考えています。

具体的にどうするかということで2番目の「第一次調査」です。第一次調査依頼の提出期限は10月末とお示ししておりますが、10月末までに提出があったものについてはもちろんしっかりと対応して、3月末までに日本年金機構において調査を進めるということを行なっていきたいと考えております。一方で、特段の理由がなく10月末までに調査依頼が終わらなかった基金については、8月末時点ではこれに当たる基金はないのではないかと考えていますが、10月末までに調査依頼が間に合わなかった基金が仮にあったとしても、今年の12月末までには終わるようにしっかりと指導し、12月末までに依頼があったものに関しては6月末までを目途に調査を進めるということで行なっていきたいと思っております。仮に12月末までに調査依頼がなかった基金についてはホームページで公表するなどの対応をします。

第二次調査については平成25年10月末となっておりますが、できるだけ集中しない

ように企業年金国民年金基金課で指導をし、一定の期限、下から2行目にございますが、「極力受付後4か月以内を目途に日本年金機構に対して調査依頼を行う」ということで、ある程度期限を切ることで計画的に進むように指導していきたいと考えております。

次のページの[備考1]です。今年1月の年金記録回復委員会でこの資料にございますような不一致再発防止策をご報告し、ご審議いただきました。上に記載しておりますが、厚生年金基金制度の改正について議論が行われている状況ですので、その結果を踏まえ改めて検討したい。ペンディング状態にしたいということです。

[備考2]は代行返上した厚生年金基金の記録の再整備についても年金記録回復委員会でルールを設定しました。今年の9月末時点では6基金、件数はまだ精査中で具体的な数字はお示しできませんが、6基金の申し出がありました。既に代行返上した分母に当たる部分が738基金ございますので、738という分母の中で6基金のお申し出があったという状況です。

ご説明が長くなりましたが、以上です。よろしく申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

それでは私からお願いを1つ。次の節目のご報告のときには資料2-2の真ん中辺、(内訳)のA・IとございますIのところ。「記録の不一致が見つかり正しい記録に訂正した人数」が述べ44万人いるということです。これは訂正した結果、年金が増額になるケースと減額になるケースとがあるのだらうと思います。そろそろこの辺のデータが少しずつ見えてきてもいいのかと思いますので、次の節目のご報告のときで結構ですから、分かる範囲で参考程度に教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

(尾崎年金記録回復室長)

企業年金国民年金基金課に伝え、できるだけ努力はしたいと思ひます。

(磯村委員長)

特にございませんようでしたら次の議事へ移りたいと思ひますが、よろしいですか。それでは次へ。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料3「事務処理誤りへの対応について」、品質管理部長からご説明をよろしくお願ひします。

(日本年金機構竹村品質管理部長)

それでは「事務処理誤りへの対応について」ということでご報告します。平成22年

7月に委員会のご審議を踏まえ事務処理誤り総合対策を策定して以降2年経っており、「事務処理誤りの現状」・「事務処理誤りの再発防止に向けた取り組み」・「事務処理誤り判明後の対応等」をご説明したいと思います。

おめくりいただき1ページです。「事務処理誤りの現状」です。上段の公表件数は平成22年度で2,578件、平成23年度で2,347件、下段の括弧書きが日本年金機構発足以降の発生分になっております。

おめくりいただき2ページがその内容、区分別・制度別で分けたものです。区分別では確認・決定誤りが1,783件(36.2パーセント)、制度別では年金給付関係が2,068件(42.0パーセント)で一番高いということで、傾向的にはずっと変わっておりません。

続いて「事務処理誤りの再発防止に向けた取り組み」です。先ほど申し上げた通り平成22年7月に現場第一線の職員からの改善提案や各種届出の受付処理及び進捗管理の方法等、色々な意見をいただき取り組みを策定しました。「①システム開発を要せずマニュアル改正等により実施可能な施策」・「②システム開発を要する施策」等の取り組みを行なってきております。

「(2)事務処理誤り等の再発防止を図るために必要な基盤整備等」です。本部においてはマニュアルの整備、事務所・事務センターにおいてはミーティングあるいは勉強会の実施等の施策を実施してきております。

続いて5ページ「今後の対応」です。「再発防止のための取り組みの現状と、今後講じる新たな対策の要約」で「事務処理誤り区分」ということで、先ほどご説明した確認・決定誤り等を縦軸、どういった方法で対応していくのかということシステム対応・PCツールの活用・事務所等での環境整備ということで区分して対策の内容を配置してみました。実施中のものは○、平成24年度に実施のものは●で記載しております。

おめくりいただき6ページ・7ページが、その中身の重点事項を中心に、こうした内容を取り組んでいるということで記載しております。1つ紹介しますと「①受付進捗管理システムの導入」は平成24年10月に実施しております。これはバーコードを活用して届書の受付・進捗管理を行うということで1年間の試行を踏まえ全国展開を10月に行なっております。

7ページは「新たな総合再発防止対策の策定」です。2年前に策定した総合対策がほぼ完了しているということで、今全国のブロック本部・事務所・センターから意見徴収をしており、これも年内に取りまとめて新たな防止対策を策定したいということで取り組んでおります。

「②委員からの提言等の検討」です。皆さん委員の方から色々なご提言をいただいております、その内容については別紙1で簡単にご紹介したいと思います。別紙1は13ページからです。項目だけ紹介します。「電子化の促進」ということでICTの取り組みについて強くアドバイスをいただいております。2.として裁定時のチェックがもっと必要ではないかという内容。「相談への対応」ということで、説明の事跡管理があるので

はないかというご指摘についても、相談マニュアル改定等、具体化に向けて進んできております。おめくりいただき「個別事案」ということで「70歳以上の被用者の報酬に関する届出の事務処理改善」についても事業主の届出勧奨を行い、事務処理を平成25年度から改善するという進めております。また「二以上勤務被保険者に係る事務処理改善」についても皆様のご提案を受け、ステップ1・ステップ2・ステップ3ということで平成28年10月を最終目標に色々な形で事務の軽減・事務処理誤りの防止的な対策を行なっております。

最後に「現場への事務処理誤り発生防止の徹底」（訴訟事案の研修等）についても争点を分析し、マニュアル等の変更等を含めて対応するようなアドバイスを受けており、その対応を進めていくことを予定しております。

9ページにお戻りください。続いて「事務処理誤り判明後の対応等」です。これについては事務処理誤りが発生した判明後の取り扱いと対応方法の明確化と大きく2つの項目がございます。1.として判明後の取り扱いですが、「事務処理誤りのうち、お客様から何らかの対応について要望のある事案については、事務処理誤りがなかったとした場合の正常な取り扱いに是正することを基本として、然るべき取り扱い基準を作成する」ということで取り組んできております。大きな項目としては「加入機会の逸失のケース」・「保険料納付機会の逸失のケース」・「その他」ということで大きく分けております。これで整理した内容については現場に周知徹底はもとよりホームページに掲載などをし、改良していくことも検討していくことにしております。

具体的には15ページの別紙2でご説明したいと思います。まず左側の「①過去の誤判断・誤裁定による加入機会の逸失のケース」です。これは「最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、誤判断・誤裁定によりその機会を逸失した」というケースがございます。現行の取り扱いについては特段明確な相談事跡等があれば対応できますが、ないケースが多いということがあり、なかなか対応は明示できないような内容ですが、真ん中のポツに（いわゆる貝塚事案）と記載しておりますが、脱退手当関係で救済できるものがあるということで、平成23年7月8日に通知を受けて対応したものがございます。

【今後の取り扱いの検討】ですが、通知の事案の考え方を踏まえながら、過去の最高裁・地裁等の判例も参考とし、同様の事例について類型化できないかの検討を今進めているところです。

おめくりいただき16ページです。「②自身に全く過失がない、時効による保険料納付機会の逸失のケース」ということで「過去の事務処理誤りにより、本来は納付できる保険料の納付が時効でできなくなったため、納付機会を逸失した」ということです。現行の取り扱いとしては安易に収納することはあってはならないということになっております。今後の取り扱いとしては下から2行目にございますが、「国税徴収の例による範

困で納付期限の延長が可能かどうかを検討している」というのが現在の状況です。

「③その他の類型化できる特定のケース」ということで事例1（付加保険料）・事例2（前納保険料）・事例3（口座振替）がございます。現在は日本年金機構本部への個別協議により対応を行なっておりますが、今後の取り扱いについては上記①②の取り扱いの検討を踏まえ、これらのケースも同様の検討をしていこうとしております。

続いて[参考]として18ページ・19ページで「事務処理誤り類型と事例」を付けておりますので、ご参照いただきたいと思えます。「最初の判断時点・裁定時点で、資格期間が不足している旨の説明があれば、高齢任意加入など別の対応策を講ずることができたにもかかわらず、その機会を逸した事例」というのが①です。②については「保険料納付機会の逸失のケース」ということで「年金事務所において資格取得届の入力を失念したため納付書が交付されないまま時効となった事例等」がございます。「③その他、類型化できる特定のケース」ということで付加保険料に関する内容が上の3つ、4つ目が前納納付書の再発行を処理する際に、定額保険料のみの納付書を交付した事例、その下が口座振替による前納ができなかった事例、一番下が所定の期限内に免除申請ができず、遡及受理が認められなかった事例というものが類型としてございます。

9ページにお戻りください。続いて「お客様への対応方法の明確化」です。これは先ほどの取り扱いと違い、どうお客様と対応するのかということです。まず（1）として「初期対応として、本人面談により事実確認と誠意ある対応を現場に浸透させる」ということをまず取り組みたいと考えております。（2）として具体的には年金が過払いとなった以下の事例などの場合のお客様対応について、今まで色々な論議をしていただいておりますので、その対応方法をルール化し、現場に周知・徹底するということです。具体的には過去の誤裁定による年金受給権の取り消しのケース、過去の誤裁定による過払い年金額の返還のケースがございます。

おめくりいただき10ページです。（3）として過払年金の返納方法や返納期間については、生活実態、いわゆる資力に応じた返納計画の相談に応じるなど、次のように対応するというので、①として5年の履行期限を最長10年まで延長する、②として年金の支払額から、内払い調整ですが、差し引き調整を行うということがございますが、それについて困難な場合には11分の1から99分の1の割合を選択していただき、且つ5年間の履行期限を延長する対応をしたいと考えております。この内容については別紙3がございますが、これは後でご覧ください。

（4）として事務処理誤りの中で最終完結になっていない事案がございます。これはお客様と接触できないまま日数が経過しているケースや、お客様が対応に納得されず後日来所されるとおっしゃったまま連絡が取れないケースがございました。これらについては対応事跡を残した上で一旦は当面の作業を完了し、お客様から申し出があった場合には的確に対応したいと思っております。事案ごとに異なりますが、例えば配達記録郵便等も1つの方法であるのではないかと考えております。

[備考]として「年金給付に関する事務処理誤り」を記載しております。給付に関しては件数が多かったこともあり、平成 22 年 12 月 24 日に誤った処理を訂正するための判断基準及び対処方法等について、対応を日本年金機構内部的に指示した経過がございます。併せて平成 19 年 7 月 7 日以降に受給権が発生する年金給付の支給を受ける権利については、厚生労働省年金管理審議官通知が出ており、これで給付に関する対応については 1 つの目途が付いたということで、後ほど別紙 4 についてはご説明したいと思いません。

「3. 監査等での取り組み」は再発防止対策の現場確認ということで、監査部において一般監査ということで全事業所・事務所・センターを回っており、事務処理管理及び管理全般についてチェックしていただいております。再発防止対策についても併せて監査しており、網羅的に対応していくということを行っております。併せてブロック単位での共通問題点を整理し、ブロック本部で開催される事務所長会議等で、そういった内容を徹底することも併せて進めていっております。

次に 11 ページです。事件・事故の中に不審電話等も非常に数多く上がってきております。特に現金搾取を意図するような不審電話や訪問が最近急激に増えており、平成 22 年度では 113 件、平成 23 年度では 427 件、平成 24 年度上半期では 311 件ということどうなご登りに上がってきており、今年の 6 月についてはプレスリリースを行うとともに、事務所においてはポスターの掲示やチラシの配付等を行っており、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

おめくりいただき 12 ページです。[備考]ということで事務処理誤りをホームページで公表しておりますが、色々な形でご意見をいただいております。対象範囲の見直し、事件・事故の取り扱いの整理が必要であるということと、掲載内容の改善ということでお客様への対応等については、より分かりやすい簡明な記載が必要ではないかということで、今後改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

(年金局鹿沼事業管理課長)

続いて別紙 4 についてご説明します。資料の 21 ページです。「年金給付に係る時効の援用について」です。概要にございますように時効特例法の施行前については 5 年という時効が過ぎると厚生年金・国民年金の給付権利については、会計法の規定もあり時効の援用を要せずという形になっておりましたので、自動的に時効による権利の消滅・取得が行われたということでした。ところが時効特例法の中で 2 番にございますが、まず平成 19 年 7 月 6 日以前に受給権が発生した年金については 5 年以上遡及して支給する、これは時効特例法の中で規定がございました。記録の訂正により裁定が行われた場合は 5 年以上遡及して支給するとなっております。また平成 19 年 7 月 7 日以降についても時効特例法の中で厚生年金保険法を改正しており、保険給付を受ける権利については会計法の規定を適用しないという形になりましたので、時効の期間が成立した場合に援

用を行った上で時効の権利なりそういったものが成立するという形に改正され、21 ページの2.の右下にございますような記録訂正ケースや事務処理誤りケースといったものについては基本的に時効の援用をしないということで時効が消滅しない形に見直しをしたということです。なお左側の下の（注）に記載しておりますが、平成19年7月6日以前のものについても事務処理誤りケースなどについては時効特例法の枠組みとは少し違いますが、右側との公平性も鑑みて個別事案ごとに判断し、5年以上遡及して支給するという扱いにしているところです。

続いて22ページ目、この関係のもう1つの事案です。時効特例法が成立した後で、個別ケースですが、60歳から64歳の間に厚生年金記録が判明した場合の取り扱いについては22ページ目の左側の真ん中にございますが、従来の取扱いは、ここは時効特例法の対象にならないという整理で、要するに5年より前のものについてはお支払いしないという形になっておりました。ただそれ以降、時効特例法になっている方との公平性や社会保険審査官からの決定などを踏まえ、22ページの左下にございますように今後の取り扱いとしては、60歳から64歳の間に厚生年金記録が判明した場合についても時効特例法の対象として5年よりも遡って全て65歳からお支払いしようという取り扱いに見直しをしました。具体的に22ページの右側の真ん中にございますが、対象となる方については順次必要な書類を発送するという手続きを考えております。以上です。

（磯村委員長）

これでご説明は終わりですか。ありがとうございます。これまで何度かの実務検討会でご審議をいただきましたが、やっとここでご審議をいただく機会ができました。事務処理誤りについては年金記録回復委員会の設置当時の厚生労働大臣から「年金記録回復委員会で定期的に報告して再発防止を図れ」というようなご指示があったのを受けていますので、本日は再開第一弾とでも言うのでしょうか。皆様のご意見をいただきたいのですが、ただこれまでの実務検討会、特に前回の実務検討会では時間的な余裕もなく、まだ言い足りないとおっしゃる向きもおありになるのではなかろうかと思われます。どうぞご意見やご質問等があれば忌憚（きたん）なくお寄せいただきますようによろしく願います。どうぞ。どこからでも結構です。

（梅村委員）

ご説明していただいて全体的にはこういうことかと納得もし、また丁寧にそれぞれご審議されていますので、各年金事務所でもかなりきちんとできるのではないかと感じました。その点ではかなりしっかりできたかと考えます。ただこれはお願いですが、事務処理誤りの再発防止へ向けた取り組みの中で現在の法律あるいは将来の法律についての対応についても、事細かには無理だろうと思いますが、ある程度の年金事務所への対応をご指示していただけたら、なお事務処理誤りが事前に防げるのではないかと考えま

す。1つの例として見れば、最近あった例ですが、厚生年金が75月、国民年金が140月、ご本人が昭和16年3月生まれという方が、「電話相談で一時金がいただけるというようなお返事をいただいたので、他のことはよく分からないが、そういう方法はあるのか？」と尋ねてこられました。簡単に言えば「脱退手当金がもらえます」というお話でおしまいにはできるだろうと思いますが、この方の記録等を我々では見られませんので、当然「年金事務所へお出掛けください」というお話になりますが、例えば国民年金140月といっても60歳過ぎの任意加入期間があるのではなかろうか、あるいは将来についての10年年金というのがもし有効になれば、その方が有利であろうかと、脱退手当金をいただいても国民年金が140月ございますから、そちらはどうなるのだろうかと、色々お話が出てくるので、その辺を年金事務所で「どこまで対応してくれるのか」というお話を事前にある程度お示しいただけていれば、我々も「年金事務所へ行ってらっしゃい」と軽く言えるので、「そんな先のことまでは言えない」というような冷たいお返事はないようお願いしたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(村上年金相談部長)

年金相談部長の村上です。先ほどの梅村先生のご意見ですが、まずご説明の仕方、電話の対応ですが、これは適切ではないと考えます。基本的な対応としては、まずは厚生年金の加入期間が5年以上ございますので、厚生年金は脱退手当金が支給されます。また国民年金は140月ございますが、厚生年金のような脱退手当金制度はございませんので、死亡一時金に該当したときには支払われますよということも併せてご説明する必要があると考えています。次に年金機能強化法、いわゆる10年短縮のお話です。これも実はしなければいけません。こここのところはきちんと対応しなければいけません。施行時期が確定ではないので、年金を受給することができるようになることをご説明し、現時点では本人が選択することになりますということをご説明することが必要だと考えています。後納制度のお話ですが、年齢にもよりますが記録を確認した上で後納制度の対象となる場合は納付期限の延長についてご説明する必要があると考えております。こういった点については8月27日に年金機能強化法公布に伴う脱退手当金の相談、請求にかかる対応について指示文書を出していますが、これがどうも徹底されていなかったということであり、また、今の年金相談マニュアルが脱退手当金・年金確保支援法・年金機能強化法について、ばらばらでページが違った形でご説明しております。従いまして今の年金相談マニュアルの中で脱退手当金の説明の中に注意喚起のご説明も入れたいと考えております。併せてQ&A、相談事例ですが、これもマニュアルに入っておりますので、これを追加することも考えております。もう1点、年金請求時等

における手順を作成しており、これは見直しを行うことにしております。この中で記録調査後にお客様にお知らせする文書の中にこういった制度についてもご説明したいと考えております。以上です。

(梅村委員)

よろしく申し上げます。

(磯村委員長)

よろしいですか。今のお話を伺っていますと、いつも思うのですが、日本年金機構の事務処理マニュアルや色々な通知・指示依頼というものが、それぞれ縦割りの部門ごとに作られておりますので、今のような3つも4つもの部門にまたがる同一人物のご相談にはなかなかうまくバランスの取れた対応ができていくのではないかと思います。そういった意味のご意見だったろうと思いますので、そこをくみ取ってよろしく申し上げます。他に何かございますか。どうぞ。

(廣瀬委員)

資料の22ページの日本年金機構のホームページの例の60歳代前半の記録が後から紐付いて遡及で支給されたという。前回は実務検討会でお話があったので、これは不服申立てのところから始まっているというお話を伺いました。今日は深いその問題ではなく、この方の場合、例えば60代前半でもう1回、厚生年金に入ったが、その記録が宙に浮いたというお話になります。ところがこの方は裁定請求をその前にしておりますから、基礎年金番号が付いているはずですが、簡単に言えば今の74歳と言えば平成10年ぐらいのお話になるので、基礎年金番号が付いていた。だけれども、新しい番号を取ってしまったということで、この記録が付かなかったということです。それはなぜなのだろうという、どうもそこが釈然としません。例えば60歳代前半である事業主から加入の届出が出た場合に、そこでこの人の基礎年金番号というか、給付を受けて裁定請求しているのだから基礎年金番号はあったはずですが、分からなかったのかどうかということが疑問に思います。もしこういうことがあるのであれば、これからもこういうものが出てしまうことになるので、そこが気になります。こういった事例は非常に稀なものなのか、過去にボリューム的に頻発していたのか、その2点について教えてください。

(磯村委員長)

事務局、どうぞ。

(年金局新給付事業室長)

審査請求の決定と事情が全く同じかどうかというのは今手元にございませんが、同様

の趣旨の形で不支給処分となったものについて時効特例給付等を支給できる件数はおよそ 280 件程度とご報告を受けております。

(廣瀬委員)

もう 1 つの質問です。裁定請求を受けたのだから基礎年金番号は絶対を取っているはずですが、加入したときに画面ではすぐに分からないというところが、よく理解できません。技術的なものなのか。基礎年金番号が、既に給付を受けている人について分からないものなのですか。

(日本年金機構矢崎理事)

給付の仕方というよりは、なぜ記録がもっと前に分からなかったのかというご質問ではなかろうかと思いますが、個別事例まで見なければいけないと思いますので、終わった後お話を伺って、裁決事例の状況を踏まえてみてみたいと思います。

(廣瀬委員)

後刻で結構です。今後もこういうことが起こる可能性もあるのではないかという気がしているので、しつこく質問をしました。以上です。

(日本年金機構矢崎理事)

年金記録回復委員会でも色々ご議論いただいて新規裁定の際にどうやって記録を発見する手順を作っていくかというのも今行なっており、これも「記録確認キャンペーン」を 1 月からリリースしますから、それに合わせてオペレーションは開始しようとは思っております。

(磯村委員長)

そこはまたそこで改めてよろしく。本件、事務処理誤りについて。どうぞ。斎藤委員からどうぞ。

(斎藤委員)

大変丁寧なご対応をしていただき、色々な整備をしていただいていますから、これから事務処理誤りは少なくなるだろうと思います。また朝礼やミーティングなどの努力で、職員の方々の意識も高まってきたのだろうと思っており、このご対応に関しては大きな進歩があったと思っています。しかしながら、どう考えても人間のやることに間違いがないわけがありません。よく経営でシックス・シグマと言っています。シックス・シグマを達成するということはほぼ完璧という意味ですが、100 万分の 3.4 です。ですので、膨大なデータを扱っている年金の事務作業からすると必ず誤りが出てくるということ

です。人間が関与する部分を極力少なくし、システム・コンピュータで処理をするという方向をもっと強化していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(日本年金機構矢崎理事)

これも本日まで報告予定ですが、まさにおっしゃるようにICT化を進めることは事務の正確性、お客様の利便、私どもの業務省力化ということで世界各国でもそういった方向に向っておりますので、遅ればせではありますが進めていきたいということで、本日もこの後、ご説明する予定ですので、またそこでご提言いただければと思います。

(斎藤委員)

ありがとうございます。

(磯村委員長)

よろしいですか。それでは岩瀬委員、どうぞ。

(岩瀬委員)

訴訟案件についてお伺いしたいのですが、今のご説明だと、そういったものを整理して事例集を作ったりマニュアルに落とし込んでいったりというご発言がございましたが、マニュアルに落とし込むに当たり、過去の訴訟の事例の中から再発防止につながるような教訓を学び取った上で落とししていかないと、マニュアルに記載すればいいというものではないと思います。そういう意味では以前からお願いしていますが、過去の訴訟案件についてどういう争点があって、どういう経緯があったのかという全ての事例を出していただきたいということを先週の実務検討会でもお願いしていますが、それはいついただけるのでしょうか。

(日本年金機構竹村品質管理部長)

先週ご指摘いただいた内容で、過去の裁判例の争点の分析についてはしっかりと行わせていただきたいと思っております。全ての内容をマニュアル等に落とし込んでいくことを含めて検討していきたいのですが、いかんせんボリュームのあることですので、途中経過という格好で逐次ご報告させていただくようなことになるのではないかと考えております。

(岩瀬委員)

前はそんなに数がなくて何件かという話でしたが、毎回違うのですが。

(日本年金機構竹村品質管理部長)

前回申し上げたのは日本年金機構で発生したものの、数字を確認しましたら5件で和解が3件・棄却が1件・継続が1件となっており、その後は国が被告の分も含めての整理が必要と考えておりますので、国分も含めての整理となると数がまだはっきりしないということで、分析は進めていきますが、最終的にいくらになり、いつになるのかについては、今の段階ではまだ分かりません。

(岩瀬委員)

中間報告という形で今持っているデータをとにかく全部出していただきたいのですが。その上で、それを委員会等で検討し、そこからどういう防止策が導き出せるのかというのは検討する必要があると思います。新聞報道を読んだ限りにおいても過去の判決、いわゆる和解等、事務処理誤りに即使えるのではないかというような裁判所の判決、高裁の判決が出ていますから、そういうものはどんどん入れていく必要があると思います。だから、なるべく早く出していただきたいのと、そちらの持っているデータだけでは足りない場合、つまり内容を精査するケースもあると思いますので、それに関して委員長をお願いしたいのは、原告側と被告側と両方、今お伺いした限りにおいてはそんなに数は多くない。それをヒアリングした上で委員会の中で何らかの形の案をまとめたいと思いますが、ご検討いただけないでしょうか。

(磯村委員長)

事務局とご相談してみましよう。

(岩瀬委員)

もう1つお願いしたいのは日本年金機構になって以降の判決だけではなくて、裁判事例だけではなくて、社会保険審査会での裁決等についての決定なども全部出していただけないでしょうか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構薄井副理事長)

裁判の方は先ほど日本年金機構になってからのお答えをしましたが、日本年金機構になってからも国を被告としているものもございます。日本年金機構になる前、社会保険庁時代のものもございますから、日本年金機構だけではなくて年金局と相談しながら資料の整理をしていく必要があると思っております。裁決例はかなりたくさんございますので、全体というよりは問題事例となっているものをどのように抽出できるか。これも厚生労働大臣相手のものと日本年金機構相手のものとがございますので、そこら辺は局

ともご相談をして整理したいと思います。

(磯村委員長)

私から一言付け加えると、こういったお願いはこれまでもう半年以上前から行なっております。今に至ってもそういうものが出てこないというのは、私は誠実に欠けるのではないかと思います。出せないなら出せないではっきりおっしゃっていただくべきです。こういう理由でこれは出せませんと。その理由がないのでしたら出すべきです。違いますか。

(日本年金機構薄井副理事長)

先ほど日本年金機構を相手の訴訟ということで申し上げました。その分は確か実務検討会でお出ししているかと。

(磯村委員長)

いや、これは国相手のものと日本年金機構相手のものと両方について年金局にお願いしています。

(日本年金機構薄井副理事長)

ですから、私がお答えしていいのかわかりませんが、そこは私どもも年金局の作業に協力しながら作業を進めていくということで行なっておりますので、できるだけ早くしたいと思っております。

(磯村委員長)

期限を切りましょうか。

(年金局鹿沼事業管理課長)

確かに今までそういうお話だったようですので、取りあえず次回にどこまで出せるのかということを行なっていきたいと思っております。全部出せるのか、それともそれまで作業が間に合うのかというところがございますが、できる限りたくさん出せるようにしていきたいと思っております。

(磯村委員長)

どうぞ。

(岩瀬委員)

今のご回答についてご質問したいのですが、出せるか出せないかの判断というのは単

に作業の時間的な問題だけということによろしいでしょうか。

(年金局新給付事業室長)

訴訟については作業の問題です。今までご指示をいただいているので作業を進めておりますが、色々散逸していたり一つ一つどういう案件かということを確認しつつ整理したりしなければいけませんので、そういった作業の問題と考えております。再審査請求の裁決については裁決書が膨大なものですし、どのようなお出しの仕方ができるのかということ、公開裁判とは違いますので、その辺も検討したいと思います。

(岩瀬委員)

お願いします。

(磯村委員長)

本来でしたら、裁決なり確定判決なり和解なりがあったら、あった時点でそれが即、研修の材料に使われるのが普通です。書類がどこかに散逸してしまっているというのはそもそもそういった問題への問題意識がないことの表れなのではないでしょうか。ご返事はいいですね。

他に何か事務処理誤りのご意見はございませんか。どうぞ。

(稲毛委員)

実務検討会でも申し上げたのですが、私の希望としては内部発見の件数を増やしていただけるような体制を整えていただきたいということです。1ページの数字は件数的にはほぼ横ばいです。ですが、発見の経緯の構成比は2年前事務処理誤りの公表を始めたときには外部通報が8割の内部通報が2割という惨憺たる状況でしたが、大体半分・半分まで現在では漕ぎ着けています。そうなるこの数字の見方が変わってきて、今まで内部で何となくやむやになっていたものが表面化しているから、実際の数字は下がっているとも見られるし、色々な見方ができる。あと事務処理誤りの数字のタイトルが公表件数とあります。なので、うがった見方をすれば事務局の詳細なご報告が完了するまでの処理ペースが2,000半ばペースであるとも読めます。色々見方はあると思いますが、結論としては内部の方が発見して最初に謝りに行けば事態も収まりやすいですから、事務処理誤りは絶対に発生しますので、内部できちんと発見できるような機会づくりを工夫していただきたいと思っております。

そういう意味で気になってきたのが、日本年金機構のホームページ、12ページです。「日本年金機構のホームページにおける事務処理誤りの掲載方法の改善」とございますが、これはそもそも何で改善しようというのか動機付けを教えてくださいませんか。

(日本年金機構竹村品質管理部長)

事務処理誤りについては色々なご意見をいただいております。読みにくいや分かりにくいなどというご意見も多々いただいております。我々が見ても非常に長くて専門的で何をいっているのか分からないというものも実はあり、この辺については端的に表現することも必要ではないかとも考えております。具体的にはまだ最終論議に進んでいませんが、そういった切り口で変えていきたいと思っております。

(稲毛委員)

そう意味ではすごく良い試みだと思います。というのは事務処理誤りの公表は2つの側面があり、つまり「やってしまったのでごめんなさい」という側面と、あともう1つは「こちらも気を付けるが、お客さんもこの点が多いから気を付けてね」という部分をお示しするという意味では、「こういう間違いが多いので気を付けてね」というようなチラシを作られた経緯があると思いますが、注意喚起も含めて考えて、ホームページに出すことの意義をよくご議論していただければ、すごく良いものになるのではないかと。大変な時間を掛けているページだと思いますので。ちなみに現在ページビューは月平均どれくらいあるのですか。分かりますか。

(日本年金機構薄井副理事長)

事務処理誤りのページという形では現在手元に持っていませんが、日本年金機構のホームページのトップページの閲覧が大体月100万件ぐらいだったと思います。

(稲毛委員)

ページビューは多分インターネット関係のウェブサイトを作られている方は必ず意識する項目だと思いますので、ぜひそうした観点も色々な専門家の方のご意見を伺っていると思いますので、工夫していただければと思います。

(磯村委員長)

他によろしいですか。それでは他にないようでしたら少し私からこれまでに申し上げてきたことのおさらいも兼ねていくつか申し上げたいと思います。そもそも日本年金機構の最大の使命は、年金に関する記録誤りや事務処理誤りをなくして、過去に誤りがあつたら直すということだろうと思っています。こういった点では再発防止という側面が前半にございますが、これはこれで皆さんのお話にもございましたように、これがうまく実行されていけば非常に良くなるのではという感じしております。しかし、後半の過ちを直す部分については、いかがなものかという感じがいくつかございます。よく「過ちを改むるに憚ることなかれ」と言われておりますが、素直に誤りがございましたから訂正させてくださいというニュアンスが後半の各ページにはどうもあまり表れていない

という感じがします。皆さん方にしてみると何万人の中の1つかも分かりませんが、間違いによって不利益を被った人からすれば100パーセントです。そこに思いをいたしますと、いくつか気になる点が出てきます。

まず10ページに「過払年金額」という言葉が出てきます。これは誤りによって払い過ぎた年金を返してくださいということです。ごく自然なことだろうと思うので、これはいいのですが、時効で返していただけるのは5年までです。5年を超えるものは返していただけません。返していただけない金額が何十億円かあるだろうと思いますが、これは一体誰の負担になるのだろう。国が弁償してくれるのですか。多分年金特別会計で負担するのでしょうか。そうすると年金数理上は、大した金額ではないかも知れませんが、その分だけこれまでともに保険料を払った人の負担した分が薄まります。こういう点をもう少し配慮していただいてもいいのではないかという感じがします。

2つ目に15ページです。表がある別紙2です。右側の現行の取り扱いの上から3行目「手続き時に説明が漏れたものの、決定だけを見れば不適正とは言えない行政処分を行なっている事象については、丁寧な説明により理解をいただくことが基本となる」と記載してあります。「決定だけを見れば不適正とは言えない行政処分」とは一体何ですか。どのようなことをおっしゃっているのですか。これで現場にご説明できますか。そもそも「決定だけを見れば不適正とは言えない行政処分」、このような処分があるのでしたら、そもそも事務処理誤りを議論する必要がないわけです。非常に不思議な表現が入っております。

先ほどの裁判事例のお話です。新聞報道だけ見ても、いくつか面白い裁判事例がございます。ここには15ページに宮崎地裁の判例が載っています。資料の15ページの一番下から4行目「年金受給資格に係る正確な情報を伝え、教示するという年金相談者」、これは「年金相談を受ける者」の誤りでしょう。「年金相談を受ける者が有する注意義務に違反する」という趣旨が新聞を見る限り他にもいくつか見受けられます。少し読みあげてみます。皆さん方が資料を出してくださらないので、代わりに一部をご説明します。2005年、福岡高裁の宮崎支部の判決の中の表現です。「正確な情報を提供し、市民に正しい選択をさせる義務があった」と出ています。2つ目、名古屋高裁金沢支部の2007年の判決。「間違っただけを受け付けた国側などに責任がある」。3つ目、これは社会保険審査会の2009年の裁決です。「窓口のミスで不利益を被ったのだから時効は成立しない」。新聞報道だけでもこういったものがございます。何でこれが皆様方から出てこないのだろうか不思議でしょうがないところです。

14ページに裁判事例で研修をするという話がありました。こういったものをつかまえない限りどうやって研修をするのでしょうか。何の研修をするのですか。

18ページへ移ります。18ページには事務処理誤りの事例がいくつか出ています。の中で不思議なのは日本年金機構が出しているホームページの一つ一つの事案です。私はほとんど全部見えています。中に不思議な事案が出ております。国民年金に付加保険料

という月額 400 円の非常にお得な仕組みがございます。付加保険料を払おうと思ったら事務処理誤りで払えなくなり時効になってしまった。従いまして日本年金機構は「受け取りません」と、しかし「事務処理をしたのはそっちだろう」と言ったら、「分かりました。仕方ありません。お金は受け取りませんが、記録だけ付けます」といった事例が、私が見た限りでも 10 件ございます。全体の件数は日本年金機構でつかんでいると思いますが、何件があって一体どう処理しておられるのか。お金が入っていないのに記録だけ付けるというのは明らかに厚生労働大臣が所管している年金記録原簿の改ざんであり法令違反です。なぜ法令違反を正すということを事務処理誤りの中にはっきり記載していないのか非常に不思議です。

その他、昔の社会保険庁時代の通達なのか通知なのかは分かりませんが、その趣旨が徹底されなかったために付加保険料の取り扱いが非常にちぐはぐになっているということが日本年金機構のホームページから読み取れます。これも件数は相当あるのだろうと思います。こういった実態がこの資料の中には出てこない。これは出すべきなのではないでしょうか。

等々まだ言いたいことはいっぱいございますが、こういったことも踏まえて、ぜひ後半の部分は手直しをするのか、どこかできちんとご説明をしてくださるのか、出し直しをするのか、何かを考えていただきたいと思いますが、委員の皆様はいかがですか。どうですか。

(梅村委員)

委員長のご意見に全く賛成です。ただ実際のところは私が問い合わせをしてもうまく出てこないものもございますので、ある時間をお示しして、いつまでに大体このぐらいのものという、先ほど中間報告とございましたが、そういった形のもので来月は無理としても 1 月までにはある程度の数字を出すとお答えいただきたいと思います。

(磯村委員長)

他の委員の皆さんはどうでしょう。事務局からどうぞ。

(日本年金機構松田理事)

今磯村委員長から何点か資料の記述と付加保険料の具体的な取り扱い等についてご指摘をいただきました。今回は第一弾として本委員会でご議論いただくということで、まだ十分対応ができていないところもございますが、ご指摘の点については少し修正が可能なかどうか、特に付加保険料の取り扱いについては具体的に法令との関係もございますので、その辺りについては年金局ともよくご相談をする必要があると考えておりますので、その辺も含めて、できるだけ早くということもあろうかと思いますが、内部的に整理を進めたいと考えております。

(磯村委員長)

それでは次におりますが、こういった事務処理誤りとは別の話かもしれませんが、同じように結果的に誤りになっている取り扱いが昨年の年末にメディアでご報告されています。マスコミに大分大きく取り上げられました。国民年金の保険料の時効後納付の取り扱いが何千件もあり、そのうち整理をした結果、まだ 644 件残っているというお話が去年の 12 月 8 日ごろの新聞に載っていたと思います。あれはどうなったのか。実はその取扱いともバランスを考える必要があるかと思っておりますので、この辺も併せてどうなったのかをご報告いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願います。どうぞ。

(稲毛委員)

訴訟事案のまとめはすごく大変だというのは分かります。私からの提案は見方を変えて、年金記録回復委員会は平成 25 年度までです。訴訟のまとめがもしすごく時間が掛かるとすると、それが終わらないと資料の 14 ページの「現場への事務処理誤り発生防止の徹底」にある訴訟案件の研修等ができませんでしたということになって、私たちは見ることができないという結果になってしまいます。訴訟事案の研修というのは訴訟を起こす方にとっては人生を左右する一大事で負担も非常に多いので、日本年金機構としてはどの裁判に重きを見て、重大性を感じて研修に使おうと思っているのかということをお示しいただけるものとして、研修の資料をぜひ早い段階で見せていただければと。逆説的な発想ですが、裁判資料を集計することにより、傾向や、何が足りないかを発見するというのも重要ですが、その結果は研修に表れていくものなので、集計を待っていたら研修は一体何年先になるのですかという世界になってしまいます。同時並行で行う必要があるので、宿題を増やしてしまう格好かもしれませんが、私としては助け舟のような発想でもあるのですが、ぜひ検討していただければと思いますし、年金記録回復委員会が終わる前に一定の解決は見たいという私自身の希望でもございます。

(日本年金機構松田理事)

ただ今のご指摘ですが、確かに訴訟事案と審査会の裁決の関係は先ほどもございましたが、かなりボリュームもございますし、年金局との共同作業が必要だろうと思います。ですから、これは全部整理が付いてから材料を作るというのでは稲毛委員がおっしゃるような状況になりますので、作業がどのぐらいになるか現時点では判断できませんが、少しここは重要だというところがもしあるのであれば、そういったものから材料にしていくことは当然必要だろうと思っておりますので、そういう対応を考えたいと思います。

(稲毛委員)

基点を決めると良いと思います。どこまで遡っていいか、こういう資料を作るときに一番迷うお話です。例えば申し立て時点で過去5年間のものなど、そのように切って調べる。歴史はずっと続いていますので、まずはそれをきちんと整理した上で出していたければ、結局見ていない中でいろいろおっしゃられても誰も納得できません。裁判の傾向というのは変わりますから、国民の方の生命を考えると古いものから見ていきたいところですが、直近から基点を決めて切って、その中で整理していくと、事務方の実際にさばく方も気持ち的には楽になるのかと。

(日本年金機構松田理事)

大変私たちにとってもありがたいアドバイスでございますので、そういった観点から、少し近いところから整理をしていくなど、そういったところを計画的に年金局とも作業を進めたいと思います。

(稲毛委員)

判決を基点で取ってしまうと訳が分からない話になってきます。そういう意味では地裁・高裁・最高裁とございますが、申し立て時点で整理をするような気持ちがないと、いつまで経っても裁判進行中なのかすら分からないし、收拾が付かなくなると思います。

(磯村委員長)

それでは今松田理事からのお話がありましたように、色々なご意見があった部分も含めて、松田さん、この次ですか。1月ですか。裁判に限らず他の点も含めて。

(日本年金機構松田理事)

それはできるだけ間に合うように努力したいと思います。

(梅村委員)

ヒントとして与えるわけではないですが、審査会で言えば平成14年度以降の、しかもそれぞれの裁定を、だめとおっしゃられたものだけを拾っても、そんなに多くはございませんので、その辺でできるだろうと思います。私自身が行なっていますので、これだけの方の中から何人が選抜されれば、そんなに難しいことではないと思います。裁判の方も地裁は拾うのが大変かも分かりませんが、高裁・最高裁で拾えれば、今はかなり色々なネットや何かで探せば、それらしいものが出てきますので、そういったものだけでも取りあえずまとめるというふうにしてもいいのではないかと。時間を節約することと人手を少なくすることから考えれば、一から全部行おうとすれば、こう言っただけは申し訳ないですが、年金局の企画にでも昔々の資料は現在どこにあるか分かりませんというものもございますから、探さなければ分からないようなものはさておいて、

分かるものだけ行うということでしょうか。

(磯村委員長)

色々アドバイスもございましたので、私の感じからすると、7ページまでは大体皆さん、これでよろしいですね。問題は9ページ以降だと思いますので、9ページ以降を軸に、できれば1月の年金記録回復委員会にでもできる範囲で、裁判事例も集まる範囲で出していただくか、あるいはそれがどうしてもだめだというのなら2月の年金記録回復委員会か。どうでしょう。そのようなことでお願いしましょうか。

(年金局鹿沼事業管理課長)

作業についてまず取り掛かってみて、その状況については適宜委員長や実務検討会などの場にもお示ししながら、この状況でしたら年金記録回復委員会に掛けてみようかといったことを行わせていただければと思います。色々ご提言をいただいたので、参考にしながら行なっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(稲毛委員)

作業の軽減の方向で今発言して忘れないでいただきたいのですが、8月の実務検討会に軽い裁判の一覧のようなものが出たときに、そもそものこのお話が始まった発端は「本当にこれだけなのですか」という素朴な疑問だったことを忘れないでいただきたい。そうすると被告が「日本年金機構になったものだけです」「いやいや、圧倒的に国が多いでしょう」というふうに結局全貌が分からないのですよ。そこで素朴な疑問を持たれたことだけは忘れないでください。

(磯村委員長)

よろしいですか。それでは資料の9ページ以降を軸に、できるだけ早い機会に、言葉は悪いですが、改めて出直しをしていただくということでよろしくお願ひします。それでは次の議事へ移ってもよろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

ありがとうございました。資料4です。「事務処理誤りによる誤裁定の取り扱いについて」年金給付部長からご説明をよろしくお願ひします。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

それでは資料4の「事務処理誤りによる誤裁定(過払いが発生するケース)の取り扱いについて」ご説明します。

ページおめぐりいただき1ページです。これは先ほどの資料3の事務処理誤りの取り

扱いの中の9ページの中段にございます「お客様への対応方法の明確化」をご説明しました。その明確化の具体的な事務フローを今回定めたいと考えております。

ページをおめくりいただき2ページです。事務の統一化についてですが、年金事務所等からご意見を踏まえ、このような事務処理誤りにより過払いが発生した場合の実際の事務フローを現在定めているものが厚生年金基金と国の記録の種別相違事案で減額になる、過払いが発生するという対応法が現在、事務フローが示されています。現場からも事務フローを参考に事務処理誤りに係る過払いの事務フローについても作ってほしいという要望がございましたので、それについて基金種別相違事案の事務フローを参考にし、事務処理誤りも定めさせていただきたいと考えております。2ページにございますように過払いのケースについては事務処理誤りに係る経緯等についてご説明をし、その後、実際の事務フローに入ります。実態としてはご説明した上でご本人から承諾をいただいで初めて記録の訂正をするのが原則です。ご本人よりなかなか承諾がいただけないというケースもございます。この場合、正しい記録で正しい給付を行うというのが年金法の趣旨です。そういったことを鑑みると最終的には職権により記録の訂正をしたいと考えております。結果、過払いが発生し、返納金債権が発生する場合には債務の履行についても努めていきたいと考えております。それを前提として事務処理誤りによる過払いのケースの取り扱いについては先ほど申しましたように、種別相違事案の事務フローを参考にするという事で、まず事務フローの概要についてご説明したいと思います。

2ページの(2)の①です。実際の事務フローは下の3ページです。これが基金種別相違事案の事務フローです。最初に記録の訂正をします。これは事務処理誤りと若干違う点があり、2ページの〈注1〉にございますように基金種別相違の原因は各個人の記録の状態に関わらず事業所単位で客観的に決まるという部分で、オンライン化後の記録補正については事業所の記録を訂正する必要があるため最初に記録の訂正を行うという手順を踏ませていただいております。その後、郵送による勧奨を行い、最終的に承諾が得られない場合には再裁定の手続きを取らせていただき、返納のご相談等の手順に入るとというのが現状です。このフローについてですが、事業所等の現場の実態を伺うと当初各勧奨の間隔を30日開けるとい部分で処理を進めていましたが、14日ぐらいで勧奨等のご回答が来るという実態を踏まえ、3ページの上段にございますように再裁定前の勧奨回数は3回ですが、勧奨後の待機日の日数について現在30日であるものを少なくとも14日に短縮し迅速化を進めたいと考えております。

続いて4ページをおめくりください。基金記録との関係で種別相違以外の不突合事案についてです。これについては現在60日間の間隔を開けております。ただ基金の突合せ作業については迅速化が求められております。最終的にご本人にご確認し記録を厚生年金基金にご回答しなくてはなりませんので、この日数についても60日から30日に短縮し迅速化を進めたいと考えております。

次に事務処理誤りによる誤裁定の事務フローに移らせていただきます。2ページにお

戻りいただき中段の(2)の②です。これについては事務処理誤りが発生したと判明したら先ほど資料3でもご説明したように、原則訪問・面談による経過のご説明を行い、その上で勧奨したいと思います。それについては後ほど5ページでご説明します。

下の「(3)様式の統一化」です。承諾書の統一化あるいは返納の申出書についても統一化を図らせていただきます。これについては基金種別相違事案の対応の中で既にお示ししている部分がございますので、その様式を参考にし、様式を統一化する方向に取らせていただきたいと思います。

次に5ページです。これが事務処理誤りによる誤裁定の過払いに関する事務フローです。まず中段にございますように原則的に訪問で事務処理誤りによる経過等をご説明した上で記録訂正のご確認を併せてご説明し、そこで承諾いただければよろしいのですが、いただけない場合には次に郵送による勧奨を行い、結果承諾いただけない場合には先ほど申しましたように最終的には職権による記録の訂正を行い、その後、返納の再裁定を行い、返納の手続き等をしていただくというような流れを取らせていただきたいと思います。先ほどの基金種別相違と違うのは記録訂正を行うのが最初、事務処理誤りは勧奨した後、ご本人からご承諾いただけない場合に職権による記録の訂正を行うという方法を取らせていただきたいと思います。

資料の6ページ・7ページ・8ページについては基金種別相違あるいは種別相違以外の現在使っている要綱とそれの改正案です。

私からは以上です。資料の9ページ以降についてはお願いします。

(日本年金機構柳樂記録問題対策部長)

資料の9ページの(関連事項)です。8ページまでは事務処理誤りにより誤裁定が生じていて過払いになっている場合の事務の取り扱いをご説明していたものですが、関連ということで事務処理誤りそのものではございませんが、事務処理誤りに準ずるような原因で誤裁定が生じている場合です。ただし9ページ・10ページで記載しているのは過払いではなくて未払い、本来支給すべき額が支給されていない、不足した額が支給されているという事案についてのご説明です。具体的には二以上事業所勤務届なるものが提出されていない場合の事案です。まず「問題の所在」の1つ目の○ですが、同時に2つの厚生年金の適用事業所に勤務し、それぞれの事業所で適用を受ける場合は現実問題として存在します。例えば2つの会社の常勤役員をされていて、それぞれから報酬を受けている、あるいは1つの会社を辞める前の有給休暇を消化している期間に次の別の会社で勤務を始められたというような千差万別の理由があるかと思いますが、そういうことはあり得ます。制度上もそういうことを予定しており、二以上事業所勤務届を日本年金機構に提出していただくことになっております。そうすると年金記録については一方の事業所、主たる事業所の記録として記録をする。保険料については2つの事業所に報酬額で按分して請求する。給付については2つの事業所における標準報酬月額を合算

して、合算した額を1つの事業所の報酬額として記録するということが法令上の予定されている内容です。ただし現実には二以上事業所勤務届が提出されないケースがございます。その場合は3つ目の○ですが、保険料自体はそれぞれの事業所から普通に徴収することになります。給付の記録はそのまま放置しておく2つの事業所で期間が重複した記録があるという状態になりますので、私ども旧社会保険庁の時代から、そういう場合は1つの事業所の標準報酬月額をもう一方の事業所の標準報酬月額に合算して記録する。それはシステム上、自動的にそういうシステムになっております。問題としては、2つの事業所にお勤めになっているという場合で一方の事業所が基金に加入していない事業所で、もう一方が基金に加入している事業所の場合です。9ページの下絵ですが、今申し上げたように保険料については非基金事業所・基金事業所それぞれで保険料を徴収しています。非基金事業所は通常の保険料、基金事業所は代行部分が基金に支払われますので、代行部分を除いた部分の保険料が国に納められる形で、L字型といえますか、こういった形の保険料が国に支払われています。今申し上げたように記録については1つの事業所に合算する。一方が基金でもう一方が非基金の場合は基金の側に合算するというシステム上の決まりになっていますから、合算の結果、国から給付される場合には全体が基金の事業所だという扱いで合計した標準報酬月額に基づいて給付されます。右の絵の下太枠になっている部分が国から支給される額になりますので、真ん中の絵と右の絵を見比べると右の絵で少し薄い網が掛かっている部分がございますが、この部分が保険料は納められているが国から給付がなされない部分です。このような状態になっているということが問題の所在です。

おめくりいただき10ページです。こういったものについてどう対応するかという点をまとめております。考え方としては、出発点としては二以上事業所勤務届を提出していないことが物事の起こりではございますが、先ほど申し上げたような一方が基金事業所でもう一方が非基金事業所で、裁定してそのような給付額になるという場合には裁定の際に資格期間が重複していることが確認し得たか確認しなかったこと、すなわち、記録を適切に補正し裁定する際に適切な記録にするという取り扱いが十分整理されていなかったことが原因となっているという点で、純然たる事務処理誤りとまでは言えないかもしれませんが、事務処理誤りに準ずるものであると考えることができます。取り扱いとしては、今申し上げたグレーの部分ですが、給付されていない部分について国から給付を行うこととしたいということです。給付については今申し上げたような考え方ですので、過去5年分ではなく過去5年を超えて遡って支給することにはどうかと考えています。

(注)ということで今申し上げたように給付を行う際にはシステム開発が必要です。現在どれぐらい時間が掛かるか精査中ですが、開発期間が2年程度は必要だと見込まれています。給付を行う場合についても早くても平成27年ごろになるのではないかと見込みです。なおシステム部門の状況を伺ってみると、これ以外にも制度改正、

被用者年金一元化や年金機能強化法案など制度改正関係のシステム開発がかなり立て込んであるということですので、2年程度ということですが、かなり時間が掛かる予定だと伺っております。

(備考)ということで、これに類する事例といいますか同じく二以上事業所勤務届が提出されていないことが原因となり同じように一部給付がなされていない事案があるということが記載されております。(備考)は基金の話とは関係ございません。通常の2つの事業所についての事案ですが、2つとも同じ月に資格取得した場合であり、そのうち一方の事業所については資格取得月に資格喪失をしたという場合です。この場合は、現在のオンラインシステムの仕様では、資格取得月に喪失した側の記録については先ほど申し上げたような、もう一方の事業所の標準報酬月額に合算するというシステムになっていない現状です。しかし、合算をしない理由がない。厚生年金保険法19条に規定されている同月得喪の再取得であれば合算する必要はございませんが、今申し上げた事案は同月得喪の再取得には該当しませんので、これについても一月だけではございますが、もう一方の事業所の標準報酬月額に合算するように改めていきたいと考えております。この給付については先ほどと同じようにシステム開発を行った上で給付を行うということですので。

9ページ・10ページについては以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件は質の違うお話が3つございましたが、何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(駒村委員)

今の9ページ・10ページのところですが、そもそもどのくらいのボリュームの件数のお話をしているのかをご確認したいと思います。まず二以上事業所勤務届はどのくらい出ているのですか。

10ページの「確認し得た時点で」ということですが、どのくらいの件数が確認に引っ掛かったのですか。教えてください。

(磯村委員長)

事務局、どうぞ。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

2番目のご質問のどれくらい該当事案があるかという点ですが、該当事案そのものの過去に遡った件数は、それ自体システム改修をしないと把握できないもので、今の時点では正確な数は把握できていません。ただし基金とは別に紙台帳とコンピュータ記録の

突合せ作業を行っており、その中で記録訂正をすれば今申し上げたような一方が基金でもう一方が非基金の状態になる、あるいは2番目に申し上げた記録訂正をすると両事業所の資格取得月が同月で一方の事業所は資格取得月に喪失しているというものに該当するようなものがございます。それは数を取っております。

1点目の基金・非基金のものについては7,000件程度でございます。一方の事業所に同月得喪をしているものについては700件程度でございます。

(駒村委員)

前半部分の二以上事業所勤務届というのは多いのですか。どのくらいございますか。

(日本年金機構松田理事)

手元に資料がございませんので、確認し別途ご連絡したいと思います。

(磯村委員長)

それでは後ほど。どうぞ。

(稲毛委員)

システム改修後は記録訂正をしますので、一例として基金・非基金の組み合わせで、もらいそこねた、保険料を取られっぱなしだったものについては、給付は全て遡って約束されるという理解でよろしいですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

システム改修後については遡って支給します。

(稲毛委員)

ただ単純にシステム改修待ちという状況ですよ。ですので、システム改修後にどんどん判明してきた方については、またお便りなり何なり出して再裁定をしていくというお話か、年金額の改定をしていくというお話ですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

二以上事業所勤務届の提出を促すということで同じような事案が生じないようにしていくということです。

(稲毛委員)

過去の保険料を取っただけになっている部分ですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

説明した2事例については過去の部分について遡って調べた上で必要な給付を行うということです。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。それでは本件はいずれもこういう処理をしたいということで、手続きの変更や考え方の整理が行われましたが、こういった方向で処理をお願いするということでもよろしいですか。それでは事務局、よろしくお願いいたします。

(尾崎年金記録回復室長)

ありがとうございました。続いて資料5です。記録問題作業の進捗状況ということで未統合記録・紙コン・基金の突合せ作業の状況等について記録問題対策部長からご説明をお願いします。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

資料5です。資料5は日本年金機構における記録問題の各種作業の進捗状況を定例的にご報告するものです。

まず1ページです。未統合のもの5,095万件の解明状況です。前回7月の年金記録回復委員会で6月時点での数字をご報告しました。その後の3カ月の進捗が今回のこの図です。解明された記録のうち「①基礎年金番号に統合済みの記録」が1,666万件で、6月時点では1,647万件でしたので約19万件程度解明が進みました。人数ベースでは右の吹き出しにございますが1,309万人で、前回と比べると13万人程度の増ということで、解明された記録はトータル2,873万件です。3か月で18万件程度の増ですので、かつてと比べるとかなりペースはスローダウンしておりますが、解明に向けて作業を引き続き進めております。引き算をすると、なお未解明のものというのが下にございます2,222万件という現状です。

2番目のお話として「紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況」です。2ページと3ページにその資料がございますが、3ページ目のグラフに沿ってご説明します。前回は5月末までの状況をご報告しました。今回は9月末までの数字が出ましたのでご説明します。9月末時点での受託事業者レベルでの審査が終了した件数は棒グラフの方です。9月末の一番上に記載してありますが、4,712万人です。ただしこれは年金コードの数を数えており重複がございますので、重複を排除した純粋な人数で言いますと4,545万人というのが現状です。受託事業者レベルの審査は順調に推移していると考えております。

折れ線グラフの方が、数字としては右側のグリッドに出ていますが、記録訂正通知を発送した件数です。9月末時点では73万6,507件で、今年の4月に新たな体制を組み、

その際に新人が入り研修等に時間を取られて少しスローダウンしましたが、5月以降は順調に数を伸ばしております。

3点目として4ページ目です。これは定例的にご報告している日本年金機構における厚生年金基金の記録の突合せの実施状況です。これは5月末の数字を6月の年金記録回復委員会でご報告しましたが、今回は9月末現在の数字です。一番左の受付件数で395万件余りということで4か月前と比べると28万1,000件程度の増です。その横が一次審査の終了件数ということで、354万件余りで受付件数に対する比率が90パーセントです。5月末時点では91パーセントで1パーセント進捗が下がっていますが、これは最初に年金記録回復室長から説明がございましたが、10月末が厚生年金基金の一次審査の提出の締め切りになっており、締め切りの近くに集中豪雨的に提出があったものですから、処理が追い付いていないということで一時的に審査状況がバックしているように見えている状態です。その結果、一番右端ですが、一次審査の未了件数が40万8,000件余りで、5月と比べると7万9,000件程度未了のものが増えているという状態です。左から3番目の列ですが、一次審査終了件数の横に今回から新たに「うち」ということで、内訳で一次審査終了かつ回答まで終了した件数という欄を設けました。これは従来から審査の終了件数はお示ししていましたが、審査終了だけではなく、審査から回答まで終わったものをお出しした方が基金の進捗を見る上で適切ではないかということと、一部の拠点で審査から回答までかなり時間が掛かっている拠点があり、そういう点を含めて回答まで終わった件数を横に付けております。回答まで終わった件数で見た進捗状況は3番目の「計」の欄ですが、336万件で85パーセントというのが9月末時点の状況です。

最後に5ページ目です。「ねんきん特別便」の処理の状況についてのご説明です。説明文の下に【特別便事務処理フロー】という絵がございますので、これで簡単に事務処理の流れをご説明すると、お客様から「ねんきん特別便」に対するご回答があると中身を拝見し、「もれ」「誤り」がなければ調査は必要ありませんので、その時点でオンラインに記録が正常だと入力して処理が終了します。「もれ」「誤り」があるというご回答ですと調査が必要になりますので、年金事務所などの関係の局に照会を行います。照会后、オンラインに「調査中」と入力し、その後、年金事務所などから照会に対する回答がございましたと、回答を踏まえ調査結果をご本人に回答する。その上で最後に記録を統合した、あるいは統合がなかったという調査結果をオンラインに入力して作業が終了するというのが「ねんきん特別便」の事務処理のフローです。年金事務所ではオンラインを使った管理とともに受付処理簿を設けており、それによっても状況の進捗を把握していたということです。このようなフローを前提として、1個目の○ですが、受付処理簿とご本人の回答件数、つまりオンラインの中で調査中となっている件数と受付処理簿で未回答になっている件数が一致していない場合があることが分かりました。これは背景として今ご説明したように処理自体が終わった後、オンラインに調査の結果を「記録統合」

や「統合なし」という形で入力することが最後の作業として残っているわけですが、平成19年あるいは平成20年に大量の「ねんきん特別便」に関するご回答が寄せられ、その処理に非常に大わらわになった時期に調査自体は適切に終わっているが、最後のオンライン入力、回答状況の実績入力を確実にこなしていないということが、かなりのケースであるのではないかと考えております。また「ねんきん特別便」以外にも各種便をお送りしていますし、「ねんきん定期便」も少なくとも3回お送りしており、各種の定期便の対応あるいは裁定請求時の記録照会などで既に記録についての対応が行われているという可能性もございます。そういうものが大半だと思いますが、その一方でご本人へのご回答が実際にまだ行われていないというケースも可能性としてはあり得るということです。

従いまして私ども日本年金機構としては事務センターあるいは年金事務所にございます受付処理簿とオンラインの状況を突合せし、実際には作業・調査が終わっているものについてはオンライン入力の処理を行うという、終わったものについての処理を全部終えた上で、対象者の精査の作業を今後行いたいと考えております。その上でなお残るものがあつた場合には平成25年度のなるべく早い時期に、該当する方に特別便回答のご確認をしたいということで、「ねんきん特別便の再確認のお願い」というものをご送付し、その結果に基づいて処理を行うことを検討していきたいと考えております。ご説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(三木委員)

資料の5ページの「特別便の処理」ですが、この差があるというのは不行き届きでまじいと思います。特に今後の業務を進めるときに重要なのが、件数ベースできっちり押さえることだと思います。この資料は数字が入っていませんが、何件あるのかというのはきっちりとまず押さえないといけないと思います。その中で例えば未だに調査中というのは5万件ございます。1ページに入っている5万件なども5ページの「年金事務所等照会」というフローの中に落ち込んでいると思います。まずお客様から返ってきたご回答が何件あるのか、全数を押さえた上で、それが今どういうステータス性になっているのかというのを、受け取ったものに対して全部割り付けることを、まずきっちりとしなければいけません。曖昧なまま作業をしてしまうと、どこかの業務フローの中で落ち込んでいて、お客様は回答をしているが、そのまま処理されないで、どこかで滞留しているというようなことがあってはいけないので、まずベースになる数字としては、とにかくご回答いただいたものを全数として、それに対してどういうステータス性にしたかというのを、きちんと押さえていただきたいと思います。それを精緻に行い、詰まっ

ているところは吐き出すという作業を全部きちんと行った上で初めて「ねんきん特別便の再確認のお願い」をお送りしてほしいのです。どういう文面になるのかは分かりませんが、最もありそうなイメージで言えば、「実は『ねんきん特別便』でこういう内容を過去にお送りしているのですが、ご回答をいただいているでしょうか。いただいているかもしれませんが、行き違いがあったらごめんなさい。ご回答をいただけていなかったら、もう1回お送りください」というような、お客様からすると、こちら側で受け取っているものがなくなって、1年か2年経って「もう1回見直して、もう1回同じ内容を記載して出せ」というのは極めてまずくて、お客様はほぼ確実にご立腹されると思います。そういうものを基本的にはお送りしてはいけないという前提の上で、とにかくこちらの手元のどこかの業務フローで落ち込んでいるものがないかを徹底的に探した上で、お送りする内容を確認して、このくらいの件数でしたらこうですよという数字で確認して初めてお送りするということまで徹底して行き、最終的にレターをお送りいただきたいと思います。今ここで記載している方針はこの通りですが、この方針で年金記録回復委員会にも諮って、良いということで、どんどん行いましたということは決してないようにしていただきたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構柳樂記録問題対策部長)

1点目の件数については委員がご指摘の通り私どもも十分に精査を重ねることが重要だと思っており、ご回答が終わっている方に対して改めてご回答のご確認のお願いをお送りすることにならないように極力精査をした上で対応していきたいと考えております。

2点目の文面についても同じく改めて対象になるお客様に不愉快な思いをお掛けすることがないように、よく配慮した上で文章を検討していきたいと考えております。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

今のことに関連して、これは実際にあったお話で、「私のところへ回答を出したが、今度の『ねんきん定期便』では何も内容に変化がない。年金事務所へ言ったら『ああ、ありますね』というお返事だった」ということがございます。年金事務所へ行ったときにシステムへ反映するようなことはできないのか、あるいはそれについての事務処理手順はどういう指示をされているか、その辺のところは分かりますか。分からなければス

ムーズにいくようにお願いしたいと思います。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

具体的な事例を伺った上で、どういう手順になっているのかをよく調べたいと思います。

(三木委員)

今後出されるもの、「ねんきん特別便」にしる「ねんきん定期便」にしる、お客様からご回答をいただいたものについては、今回これを出されるものの再確認のお願いもそうだと思いますが、お客様の対応履歴のシステムで、きちんと受け取ったら受け取ったというようなものを全部登録し、更に調査結果に対して処理がし終わったなら処理がし終わったというものを入力して初めてクローズするという一連のオペレーションをきちんと行うということを定めていただいて、お客様に対してこちらからお出ししたもの、またお客様からいただいたものについては一元的に管理されるように仕組みの整備をより一層行わなければいけないと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

進捗管理については非常に重要な点だと思っておりますので、今後行いたいと思います。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。実は本件は実務検討会で全く時間的な余裕がなく、ご説明いただいただけで終わってしまっているような状況でしたから、どうぞご納得のいくまで。他はよろしいですか。

それでは私から。これはそもそもなぜこのようなことが気になりだしたのですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

先ほど申しましたように数としてはオンラインの数字をベースにして色々な資料を作っておりますが、オンラインの数字が実際の年金事務所の処理の実態と合っていない、少し数が多いということがありましたので、色々調べていくと、こういう状態、件数が一部合っていないことが分かったということです。

(磯村委員長)

多いというのはどれくらいですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

かなり多いのですが、今申し上げたように何がどう違うのかというのは精査をしないといけないと考えておりまして、いくつかサンプルを見てみると、冒頭にご説明したように処理自体は完全に終わっており、単にオンライン結果の入力だけが行われていないというものが、かなりの数を占めているという実態であると思いますので、数字自体も、今三木委員からのご指摘がございましたが、何件回答しているのかというのをよく精査した上で件数を把握してご報告したいと思っております。

(磯村委員長)

安心感を持つために伺いたいのですが、1ページの現在調査中の5万人というものは直接関係があるのですか、ないのですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

5万件の中に一部そういうものが入っているということです。

(磯村委員長)

少なくなっているものもあるのですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

5万件が全部「ねんきん特別便」の数というわけではございませんし、5万件の中に今申し上げたものが全部入っているというわけでもございませんので、クロスしているということだと思います。

(磯村委員長)

何十万件あるかも分からないのですか。

(日本年金機構柳楽記録問題対策部長)

もっと少ないかも分かりませんので、精査した上でという形です。

(磯村委員長)

できればこういうお話を持ち出される前に、どこかの事務所でサンプル調査でも行なってみて、おおよその目途を付けて、「これぐらいの数ですから、不安を持っていただくほどのことではございません」や「いや、これは大変なことです」など、自己評価も加えたお話をしていただけると大変ありがたいです。

(日本年金機構柳樂記録問題対策部長)

サンプル調査となるとサンプルの取り方でかなり数字がばらついてきますので、正確なことは申し上げられませんが、手元で見た限りでは100件だけ見てみましたが、9割以上は処理済みになっております。ただしそれをもって全体がそうだと申し上げるのは危険だと考えていますので、よく精査した上で件数を把握したいと思っております。

(磯村委員長)

なかなかガードが固いですな。そうですか。それでは何十万件あるかも分からないという不安を持ちながら次回お伺いしましょう。

(日本年金機構矢崎理事)

いずれにしても先ほど三木さんに総括していただいたことに尽きると思っております。先ほどの三木委員のご発言に「非常にお客様にはご不快な思いをさせる」ということがございましたが、まずステイタス管理をしっかりして絞り込む、そこを全力で行う。非常にお客様にはご不快なお話になると思しますので、文面についてもまたお知恵をいただいて考えていかなければいけないと思っております。私どもの問題意識としては最大限とにかくこの4年間で行えることは行うべきということで、少なくともこういうことを認識した以上、最大限の手は打つべきだという判断で行なっていきたいということです。

(磯村委員長)

というような決意表明がございましたので、よろしいですか。適当なときにある程度の件数やら方向やら文面やら、もう一度報告をお願いします。よろしく。それでは次の議事へ移ります。

(尾崎年金記録回復室長)

ありがとうございました。続いて資料6です。電子申請の取り組み状況について審議役からご説明をよろしくをお願いします。

(日本年金機構吉野審議役)

それでは資料6に基づいて再発防止対策ということで電子化を進めています。昨年の秋にも取り組み状況をご報告しましたが、引き続き今年の取り組み状況についてご報告します。

1 ページ目冒頭の1に基本的な考え方としてサマリーを記載しております。「(1) 業務の電子化・ICT化の意義」ですが、事業主さんにとっては電子化を図ることにより、社内の色々なシステムと連動を図る、あるいは届書の作成支援をしたいと思っておりますが、

正確な届書の作成を通じて利便の向上と事務の省力化を図っていただけるものと考えております。一方、私どもにとっては、根幹でございます入力業務や審査業務の合理化が可能となること、事務処理誤りの防止、業務の効率的な実施が可能となるといった意味を持つものと考えております。私どもでは合理化を図ることが「可能」あるいは業務の効率的な実施が「可能」と記載していますが、この可能性を実際のものとするために努力していかなければいけないと考えております。

「(2) 取組みの骨子」が今回の報告の概要です。3つの取組みがございます。1つ目は勧奨を行うということ。2つ目はサービス自身の改善を図り利用者さんにとってより使いやすいものとなるよう。3つ目が昨年の年金記録回復委員会でも随分ご示唆をいただいたところですが、受け取った私どもで電子的な届出の特徴を生かしきっていないのではないか。より合理的な処理ができるように業務プロセスの改善を図るべき。こういった3つの事柄を中心に取り組んでおります。

資料の1ページ目の下の利用促進ですが、昨年の秋から事業主さんに利用勧奨を行っております。チラシの同封あるいはさまざまな機会でお目に掛かる際に勧奨をいたしました。

次に2ページ目をおめぐりください。表がございます。総合調査のとき、あるいは戸別訪問をして、利用勧奨を全体で今年の春に4万件、各事務所から行いました。その中での反応としては「すぐ利用する」とおっしゃっていただいた方が900件余り、「まだ使わない」とおっしゃる方が半分ぐらい、「今後検討しましょう」という方が1万6,000件余りといった状況です。数値的な集計は行なっていませんが、「『利用していない』や『今後検討する』というのはなぜですか」とお伺いしたときの自由記載はこのような感じでした。目に付くものとしてあったのは被保険者の数が少ないということや、今のところあまり必要性を感じていないといったものが、「利用しない」あるいは「検討する」両方ともあるかと思えます。今後の取り組みのポイントですが、まずは被保険者が多いにも関わらずまだご利用されていないところを中心にターゲットにしていくということが1つと、これは「言うは易し」ですが、実際に触れていただくことがすごく大事なような気がしますので、そういったことができるかどうかを考えてみたいと思っております。

次に3ページ目です。まず電子媒体申請に関する改善事項ですが、(1)のサービスの改善としてはご利用いただける媒体についてFD・MOだけでしたが、CD・DVDを昨年の冬に追加しています。今後の取組みとしては電子媒体申請としてご提出いただける届出の数を増やすことを行っております。まずは市町村の関係で国民年金の関係の届出・報告について媒体提出をできるようにする。全市町村で行なっていただくと、国民年金適用関係届出全体は約1,400万人分が毎年出るうちの約800万件に相当する6届について電子媒体提出を可能といたします。来年の秋には、これは事業主さんからですが、資格取得届と一緒にすることが多い被扶養関係の届出についても対象届書とした

いと考えております。

資料の4ページ目ですが、媒体申請に関する業務プロセスの改善です。もちろん日本年金機構にいただいてからもそうですが、まずは作っていただくもっと前の段階も含めてプロセス改善をしていきたいと思っております。届出を作っていただくときの作成支援を強化したいと思っております。「こういう事項があったら添付書類が1つ増えます」や、「別届を出していただかなければいけない」ということがございます。そういった場合にきちんと注意喚起をする。あるいは、算定基礎届で修正平均を使う場合には関連項目の必須入力がございますので、そこは必須ですよという形で、プログラム上でご案内することを中心にして行なっていきたい。日本年金機構にいただいた後のプロセス改善としては、電子なのに目視での審査・確認が多いという指摘があり、これはなるべく減らしたいと思っておりますので、目視が必要な原因となっていた基礎年金番号の発番方法の改善、外字に関連して漢字が変わってしまうので、全件目視が必要ということもございましたので、変わったところはきちんとエラーを出すとといったようなことを行うことにしております。その他、データチェックの強化などを図ることにより、審査をなるべく自動的にできるような形にしたいということです。

資料の4ページの下は電子申請に関する改善事項です。e-Govについては電子申請なのに添付書類を別途郵便でお送りいただかなければいけなかったというものがございました。今年の4月・10月の2回に分けて、さまざまな添付書類について画像ファイル化することにより、別途郵便でお送りいただかなくても良いという形にしております。ただし法令上原本が必要な、例えば登記簿謄本などについては社会保険労務士さんが扱っていただく場合には社会保険労務士事務所に原本は保管していただき、こちらにお送りしていただくものは画像ファイルで良いといったような措置も加え、なるべく電子申請の中で完結するような形に改善を図っているところです。

今後の取り組みですが、まずは色々な添付文書をたくさんお送りいただきますので、容量をこの秋にも拡大しましたが、全般にもっと大きくしたり画像ファイルの形式を増やしたりといった取り組みを行いたいと思っておりますし、媒体申請でCSVが増えれば自動的に電子申請としても増えていくこととなります。

業務プロセスの改善については先ほど申し上げました添付書類の画像ファイル化は私どもにとっても非常に大きい効果を持ちます。別送となっていた書類を待つことや郵便でお送りいただいたものと電子申請を紐付けるといった作業が必要なくなることは私どもにとっても非常に大きな意味を持つものです。その他、電子申請なのに手入力が必要となるなどといったようなことがなくなるようシステムの機能の拡大について検討中です。

最後に6ページです。このような形で電子媒体申請を使いやすい形を推進したとしても個人から出る届出や件数の少ない届出については、一定部分は今後とも紙媒体でご提出されるだろうと思っております。そういった紙媒体についてもICTを活用してより正確な

届出をより簡単に作ることができるよう、お客様を支援していきたいと考えております。現在日本年金機構のホームページには届の色々な様式がPDFやワードなどのファイルで載っていますが、関係の行政機関がやっていますように、ホームページと対話しながら届出を作っていくといったようなことで記入漏れや論理矛盾の防止や必要な添付書類の案内などを行なっていきたいと考えております。これについては平成 25 年度予算で要求していただいていますので、予算が付けばこういった形で取り組んでいきたいと思っております。

さらに【対象届書】のところに少し記載していますが、「QRコード」が最近色々な場面で使われており、これを使えば紙による届出であっても電子媒体申請と同じような業務処理が可能になるのではないかと考えておりますので、こういった新しい技術の活用なども含めて考えていきたいと思っております。

最後にご説明が前後しましたが、資料の 9 ページをご覧ください。電子（媒体）申請関係の届出の現状です。昨年度の数字がまとまりましたので、ご報告したいと思っております。厚生年金の関係の主要 6 届についてであります。9 ページの表の一番右下にございます平成 23 年度合計で約 1 億人分の届出をいただいています。このうち紙によるものが 5,200 万件余りということでシェアとしては 48 パーセント。シェアとしては昨年よりも 1 ポイント上がったこととなります。件数としても 1 パーセント弱増えている形です。電子媒体申請はシェアとしては 48 パーセントで、これは実は昨年より件数として 5 パーセントほど減っている状況です。また、電子申請が最近大変増えており、平成 23 年度は全体で 356 万人分でしたが、シェアとしても 1 ポイントほど増えていますし、また件数としても前年比 50 パーセント増で大変増えています。下の※にございますが、今年の 9 月までに電子申請は既に 340 万人分の申請をいただいております、ほぼ昨年に匹敵するような状況になっております。しばらくこういう状態が続くのではないかと考えております。

資料の 10 ページは届出書別の内訳を載せています。全体の届出書が少し減った中で、なぜこういった紙の申請数がやや戻ったような傾向ができてきているのかはまだ分析半ばですし、現場に伺っても確たるお話は出てきていませんが、例えば一番左の欄に資格取得届がございます。上の表が平成 23 年度の実績で電子媒体は約 87 万件という提出件数でした。下の 22 年度の表をご覧くださいと資格取得届の真ん中の欄の電子媒体は約 130 万件ということで、ここで 50 万件ほど減っています。同じような傾向は資格喪失届にも表れており、全体の届出数が減る中で取得や喪失といった比較的 1 件当たりの件数の少ないものが紙で申請されるという形になったのかとも想像しているところです。いずれにしても更に電子的な届出が増えていきますよう、普及の拡大サービスの改善等に努めていきたいと考えております。私からは以上です。

（磯村委員長）

ありがとうございました。本件は何かご意見はございますか。どうぞ。

(三木委員)

2点ございまして1つは、ここではあまり言及がないのは現状かなり人数を実際にキーパンチの人だったり業務委託だったり派遣だったりというさまざまな措置がございしますが、コストを掛けています。こういう作業を行なっていけば本来的には不要になるというか電子的にそのまま入力されるはずだと思います。新しい業務を入れていく中で本当にその人たちがいなくなるかどうか。実は意外とそのまま残るといのは実際に起きることです。例えば電子で届出いただいたものを1回プリントアウトして漏れがないかチェックしなければいけないということになるなど、実際の現場のオペレーションでさまざまにシステムの当初の意図と違う結果を生み出すことがございますので、ぜひともシステムを作って終わりではなくて、実際にキーパンチの人が20人、電子のものを打ち直していたり目検していたり、そういうことにならないように業務プロセス自体を直すという観点で、きちんとフォローしていただきたいというのが1つ目です。

2つ目はここで既に記載していますが、資料の6ページの紙はどうしても残るといのはご指摘の通りだと思います。そこで「QRコードの活用を検討」となっていますが、どうしても残るものは残るとい前提で、それでも入力をしなくていいようにするために、QRコード化自体は別にそんなにコストが掛かるわけではなく、全体の30パーセントがどうしても紙で残ってもキーパンチで入力することがなくなれば十分開発費用は賄えるはずなので、費用対効果という観点でぜひともQRコードの活用は行う方向で考えていただきたいと思います。

(日本年金機構吉野審議役)

プロセス改善というコンセプト自身が昨年の年金記録回復委員会でいただいたようなものだと思っていますので、実際の現場で確かにこのプロセスが簡単だったということが実感できるような形で今後とも現場からのフィードバックはしていきたいと思っています。

QRコードはかなり多くの情報が読み込めますから、それをうまく取り入れる方を効率的に使うことにより全体の業務省力化ができると思います。予算が付けばぜひ取り組んでいきたいと思っています。

(磯村委員長)

他はいかがですか。どうぞ。

(斎藤委員)

先ほどシステム化のお願いを申し上げました。これは資料にもございますように電子媒体、あくまで媒体が電子化されただけであり、システム化にはまだ程遠い状況だと思

います。目視、紙でチェックというのは電子化ではなくシステム化でもございません。システムによって、漏れがないかどうかをチェックできるような、極力人手を掛けないという方向にはまだ遠いということを申し上げておきたいと思えます。今は買い物をするにもワンクリックでできる時代です。私は証券会社を経営していますが、STPと申しまして、クリックをすればそれで何百億円・何千億円の取引が完結し、それが決済まで人手を掛けずに流れるというのが主流になりつつあります。それと比べると、前時代的な、非常に違和感を覚える電子化です。更にシステム化の方向に動いていただきたいと思えます。

(日本年金機構吉野審議役)

道半ばであることは私どもも十分認識しておりますので、一步ずつ頑張っていきたいと思えます。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。一言今のご説明の弁護を申し上げます。斎藤委員から将来へのアドバイスがございましたが、しかし短い時間のわりには随分意欲的な色々なところまで詰めてくださったというのが私の感じですが、少し甘いですか。そういう老人もいたということで。実は本日の朝、病院に行っていたのですが、まず再診の診察券を機械に入れると、あなたは番号で、どういうことで、どこへ行ってくださいという紙が出てきます。終わって帰りにまた診察券を入れると、あとはコインを入れるだけで精算ができます。そういうご時世ですから、日本年金機構にもそこまでとは言いませんが。これは実は老人専門病院です。年寄りにもそういうものが利用されるようになってきたということだけをご披露しておきたいと思えます。

それでは次の議事へ移ってもよろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

本日最後の議題になりますが、資料7「国民年金第3号被保険者不整合記録を有する方に対する対応状況等」ということで報告事項です。国民年金部長からご報告していただく前に私から1点ご説明・ご報告がございます。この件についてですが、本来年金記録回復委員会の資料については実務検討会で報告し、あるいは実務検討会のご報告しないものでも事前に委員の皆様方に資料をお送りするという対応しております。今回この資料はぎりぎりの段階で作成したということもあり、事前にお送りすることができませんでした。後ほどご説明があるかと思えますが、昨年の秋に年金記録回復委員会の実務検討会を中心に色々皆様方にご審議いただき、第1号被保険者への種別変更について今できることを行おうということで対応しております。昨年の秋から1年経ち今年最後の年金記録回復委員会だということもあり、今の状況をご説明しようということで本日

資料をご用意しました。なお主婦年金追納法案が国会で廃案になっていることを併せてご報告します。では、国民年金部長、よろしくお願いします。

(日本年金機構阿蘇国民年金部長)

それでは資料7の表紙をおめくりいただき1ページ目です。1ページ目と2ページ目ですが、1ページ目の文章編を2ページは簡単に図にしたものですので、両方併せ持ってご覧ください。まず先ほど尾崎室長からお話がありました通り、国民年金の実態と異なる3号期間については、昨年から段階的に1号被保険者の種別に変更するという取り組みを実施しております。

1点目としては、図でいくと①になりますが、直近2年以内の不整合期間について、これは昨年の実務検討会でご議論いただき平成23年11月から実施しています。平成21年11月以降の不整合期間に関して種別変更の勧奨を行い、その後に種別変更及び保険料の納付の案内を実施しました。実施対象者については約12万人で種別変更を行い今後のご案内をしております。

2点目として約12万件の方について2年を超える期間、2年以内の期間については既に種別変更をしていますので、今回は2年を超える期間をお持ちの方について平成24年10月以前ですが、本年の10月に2.の3行目にございます通り、年金確保支援法による過去10年前までの納付が可能となったことを契機とし、2年以上前の期間については種別変更のご案内をし、種別変更の処理後には後納制度のご案内を行うということで、対象者は同じく1.の対象者ですので約12万件を現在処理中です。

3点目として残っている2年を超える期間のみの方を対象とし、平成25年5月から、これは実務検討会でもご説明していますが、システムでの抽出、そのシステムが完成するのが来年の5月になりますので、システムを用い、対象者を抽出し種別変更の勧奨を行う。その後に種別変更を行い、後納制度のご案内を実施することを予定しています。現在は②の状況であり、種別変更の処理を実施していますので、今後後納制度のご案内をしていくという状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。時間的に余裕もなく、実務検討会で事前の粗ごなしができませんでしたが、どうぞこの場で何かご意見やご質問がございましたら、ぜひよろしくお願いします。どうぞ。

(廣瀬委員)

3枚目の別紙の①の色を濃くしたところは「第3号不整合期間であっても保険料が時効により納付できないことから3号のままとした期間」という記述になってはいますが、実際問題こういうものはございましたか。

(日本年金機構阿蘇国民年金部長)

1点目は昨年11月に処理したのですが、まず2年以内に3号を抽出しましたが、当然平成21年11月以前から不整合の状態が続いている方がいらっしゃると思います。しかしながらこの時点で不整合期間を1号にしてしまうと、当時は後納制度がございませんでしたので、時効により保険料が納められないということで、保険料を納められる期間だけをまず種別変更しようということですので、パターン1としては上の段にございます2年以内の方、当然2年より前もございますが、取りあえず2年間だけは種別変更をし、保険料を納めていただくということです。残った部分の3号をそのままにした期間について現在処理しているということです。

(廣瀬委員)

現在処理というのは1号に勧奨し、あるいは未納ですから後納制度のご案内など、そのように解釈していいですか。

(日本年金機構阿蘇国民年金部長)

そうです。

(廣瀬委員)

了解です。

(磯村委員長)

特によろしいですか。

それでは私から。今回の法案が廃案になったことと、これを今皆さんにお諮りすることの関係をもう少しご説明していただけますか。

(日本年金機構阿蘇国民年金部長)

主婦年金追納法案の中には3号の期間についてはカラ期間にするというものがございまして、図でご説明しますと①と②の処理について併せて法案が成立していれば併せて行い、カラ期間のお申し出も受けるという形で進めていきましたが、法案が継続審議になったという段階で①の2年以内だけは現行の法律上2年の時効で納められますので、この処理を先行しようということです。法案の件を見なくても本年10月から後納制度が実施したので、この期間についても1号にし、後納制度をご利用いただけるということで②の処理を進めたということです。③については主婦年金追納法案もにらみながら特定期間と主婦年金追納法案での過去の10年分の保険料を納めるということをご案内することで進めていきましたが、継続審議から先ほど尾崎室長からもご説明がございまし

た廃案になったという状況を踏まえ、いずれにしても後納制度をご利用できるということですので、システムは来年の5月に完成を予定していますので、それに合わせて後納制度で、過去10年分で年金権の確保または増額をしていただくということのご案内をするための処理を進めるということです。スケジュール的に5月になりますので、これから色々なお客様へお送りするお手紙の調達手続き等に入りますので、今後また実務検討会等でもご相談しますが、スケジュール的にはあと半年ですので、調達する手続きもその程度掛かりますので、本日は全体像として5月の分もご説明しました。

(磯村委員長)

ということのようです。法案が廃案になり、準備の仕方と進め方が少し変わってきたので、この際ご報告しておこうということですね。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは本日はこれで予定議事は終わりですか。今後の予定等ございましたら。

(尾崎年金記録回復室長)

次回の年金記録回復委員会についてですが、今回は委員の皆様にも既にご案内しているように来年1月17日の木曜日ですが、時間が1時間早まり夕方5時からという予定で準備を進めています。まず前半の1時間(5時から6時まで)で通常の年金記録回復委員会同様の議題のご審議をお願いしたいと思います。その後に残り1時間(6時から7時まで)ですが、「再確認キャンペーン」を1月からスタートするというので、「ねんきんネット」の検索デモも兼ねた記者懇談会を行う方向で準備する予定ですので、よろしく願います。キャンペーンの記者懇談会の進め方等については別途また委員の皆様方にご報告・ご説明したいと考えております。よろしく願います。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。そういった予定で運びたいと思います。年金記録回復委員会としてはこれで一応年を越すような格好になりますが、恐れ入りますが粗ごなしの実務検討会を12月に若干また行わせていただきたいと思いますので、あともう少しよろしく願います。それでは本日はこれでお開きにしたいと思いますが、何かございますか。事務局から何かございませんか。それでは長時間ありがとうございました。これでお開きにします。

(了)